令和 年 月 日

記 入 例 経営改善支援センター事業(早期経営改善計画策定支援事業)利用申請書

	中小企業・小規模事業者	-					[
請者名	●▲株式会社	社株	業種	卸売		担当者	代表取締役 経営 太郎
住所	Ŧ000-0000 j	東京都世田	谷区丸の内)	×××			03-×××-×××
忍定支援	機関たる専門家				担当者欄には案件を担当する 事務的な連絡担当者がある場	る士業等専門家 場合は欄外にお	での名前を書いてください。
	Y会計税理士法人	即	業種	税理士法人	<u> </u>	担当者	YH Y子
住所	〒○○○一○○○○ 東京都世田名	図/夏草 E 丸の内×××	認定支援機関IC	× × × ×	X X X X X X X X X	電話番号	03- × × × × - × × ×
到中士运	+ (. 仁 口	115				
認定又接 支援機関名	機関たる金融機関(メイン 	印	認定:		、認定支援機関ごとに付与	されている12	桁の番号を記入してくだ
		Hı			・覧及びID番号については、	下記ホームペ	
住所金融機関が	~ 「認定支援機関として計画策策	で 関	認定文 https		no.meti.go.jp/keiei/kakushin/		
	には連名で申請できます。	-i~i&i D関·	与を希				
スケジュー		※終について	二)及び外部官	専門家に支払	、う寿田目積短(税込)		
<i>////</i>	業務内容	1931C 20 · C		台日(目処)	業務完了日(目処)		費用見積額(税込)
月経堂改	善計画の策定		令和2年×		令和2年×月□日	総額	290,520円
		. 1 AW 1. \				(うち事業者支払予定額 96,84(うち経営改善支援センター支払予定)	
ニタリング()	計画策定後1年を経過した	決算時)	令和3年○	月〇日	令和3年○月○日		193,680円)
+ =≠ + x =7.	び各認定支援機関の適	カ亜ルの中	± 該当項Ⅰ	目全てにチェッ	ックしてください。		
	完支揺機関け 以下のすん	こての頃日を	·宁哲 利田	由語を行いす	す。(該当項目全てにチェック	7)	
				–	9。、欧ヨ墳日主でにアエク) を早期経営改善計画策定支		エル目ニナスニレ
				f計 世 東正文 f	爰若しくは早期経営改善計画	朿疋文抜をマ	列用したことか
	ないこと(申請日時点において利用中の場合を含む。)。						
	は、早期経営改善計画策算				-	_, _,	
	申請者は経営改善計画策定支援において、経営改善に取り組むこと。認定支援機関は申請者の経営改善に対する取組への支援を適切に行うこと。						
	申請者及び認定支援機関は、経営改善支援センターと(独)中小企業基盤整備機構(中小企業再生支援全国本部)等から費用支払や業務内容等						
	て合理性等を問われた場合					o eta 45 115 1	
			を経過した最	例の決算時に	モニタリングに取り組み、その	ル実施状況に	ついて金融機関と共有し、
	て善支援センターに報告する	-			- 1		
	f及び認定支援機関は、反右 (kg.) 4 (記) カース 大阪 (大阪) ファ				-	-m/r	
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			意事項について十分注意し、		
宣誓事	「項に違反した場合や、不正	利用が判明	した場合には	、経営改善セ	ンターが費用負担した金額の)返還等を行	うこと。
情報の取	り扱い						
		日本る由語者	の情報が商す	会議所等が!	実施する中小企業再生支援:	事業の支援業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
					月実績がホームページ等でな		
留意事項							
計画の内							
					が自らの責任において行うも 見可能性等について一切保証		
た、その「	内容について責任を負うもの			以下に で 天り	ょうれいにずに ついて一 幼体部	L 7 のひの Cld	N'4 \
金融機関を		機関への担	出付 由彗孝	が白この書口	において行うものであり、経	学改善支軽+	パルター は
その内容	こついて一切保証するもの	ではなく、また	こ、その適切性	生・妥当性等に	ついて一切の責任を負うもの	のではありませ	±ん。
さらに、金 はありませ		センターは早	期経営改善計	画の提出をも	って将来の金融支援を約束	又は保証する	らもので
不正利用	•						
					たことが発覚した場合、申請		
	の責任において必要な対応 機関の不正利用に関して何				ニ場合、経営改善支援センタ ・	一は、中語石	よたは分
支払					打 中誌になんての声事等も	こじにて出 て	· 海扣力:
					え払申請にかかる必要書類な 構もしくは経済産業省等の判		
事項等が発覚した場合、経営改善支援センター、(独)中小企業基盤整備機構もしくは経済産業省等の判断により、申請金額が支払わ れない場合があります。 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
5. 自動失効 早期経営改善計画策定の利用申請は、申請が受理された日から1年で失効とします。							
	#13**						
その他							
(7)							

チェックリスト

No	外部専門家 確認欄	添付漏れや記載漏れがないか確認します。		チェック内容		
1	Z <	<u> </u>		各認定支援機関による必要事項の記載及び押印があるか		
2	Ø		申請者と	各認定支援機関の連名で申請されているか		
3	Ø			引家は適格要件を満たしているか。(利用申請書 5. 申請者及び各認定支援機関の適格要件の宣 てにチェックがされているか)		
4	Ø		記入・添	付書類に漏れがないか。		
	Ø			fの概要(早期経営改善計画策定支援)及び履歴事項全部証明書の原本(個人事業主の場合は、 写し)又は確定申告書(写し))		
	☑		②外部専	門家等が認定支援機関であることを証する認定通知書の写し		
	Ø		③業務別見積明細書(早期経営改善計画策定支援)			
	☑		④外部專	門家の見積書及び単価表		
	Ø		⑤金融機			
	口該当なし (金融機関が連名で					

【経営改善支援センター処理欄】

事務管理No

事份 自 生 NO								
LE	1 悉巳	任度悉早	安供NIへ	借老No				
7	下田つ	十尺田勺	未ITINU	帰行NU				

【相談員、センター長】

担当者	対象案件	意見	意見記載欄	日付
相談員	全て	(なし/あり)		
センター長	全て	(なし/あり)		

受付日

センター長 協議会PM 事務局

最終処理日